

平成18年4月7日

## 産業廃棄物不法投棄について

岐阜市産業廃棄物不法投棄対策本部

### 1. 措置命令に係る弁明書について

担当・問い合わせ先 環境事業部産業廃棄物特別対策室（内線5632）

市は、株式会社善商らに対して廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく措置命令を発するため、行政手続法に基づき、事前手続である弁明の機会を付与するため、4月5日を提出期限とする弁明通知書を3月22日に発送しました。

弁明書の提出状況及び今後の対応方針は次のとおりです。

#### 1 弁明通知書を送付した者

株式会社善商

同社の関係者 疋田優、爲重美紀、疋田優徳

ニッカン株式会社、同社の関係者 亀井義久、小川和久

#### 2 1のうち弁明書の提出のあった者

提出者 疋田優

ア 提出年月日 平成18年4月5日

イ 内容要旨

- ・撤去を命じる廃棄物の量の根拠が不明である。
- ・履行期限をもう少し延長してほしい。
- ・一部事実について根拠が不明である。

提出者 爲重美紀

ア 提出年月日 平成18年4月4日

イ 内容要旨

労役中の身であり、措置命令を出されても何もできない。

#### 3 措置命令について

弁明書の提出があった者、弁明の内容が措置命令の内容に影響する可能性のある疋田優徳に対しては、弁明書の内容を精査した後、4月中に措置命令を発出する方針である。

弁明書の提出のなかった、株式会社善商、ニッカン株式会社、同社の関係者 亀井勝久及び小川和久については、措置命令発出の手続を進め、来週中に発出する予定である。